

質 疑 応 答 書

件名 仙台市交通局本局庁舎電力需給

※回答は、入札説明書本編の7(2)により行います。

質 問 事 項		回 答
1. 電力需給契約書 第4条 契約電力の変更		
第1・第2項の条文は、契約電力500kW以上を前提（契約電力固定）とした内容と思われます。		入札説明書に添付の契約書は（案）であることから、仕様書の内容に沿い協議の上変更することは可能です。
契約電力は、仕様書2（2）ア）契約電力に記載どおり、最大需要電力と前11か月の見比べにより決定することによろしいでしょうか。又、需給契約書を先内容に変更または追記することは可能でしょうか。		
2. 電力需給契約書 第5条 使用電力量の計量		
使用電力量の確定については、一般送配電事業者が行うため、一般送配電事業者より通知される使用電力量を通知することによろしいでしょうか。		一般送配電事業者より通知される使用電力量を通知することで構いません。
3. 電力需給契約書 第11条 契約単価の変更		
契約後において、一般送配電事業者の料金改定等（託送料金の改定等）があった場合に契約単価を変更いただく事は可能でしょうか。		電力需給契約書第11条に基づき、変更について協議致します。
4. 電力需給契約書 第12条 第3・第4項 料金の支払		
支払期日および延滞利息率について、弊社の電気標準約款に則り、取扱いすることは可能でしょうか。		支払期日及び延滞利息率については、電力需給契約書第12条第3項及び4項のとおりとします。
※支払期日は、支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して30日目。		
※延滞利息率は、年利10%。		

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 受付期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに仙台市交通局ホームページに掲載します。